放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年6月24日

長野県公安委員会

弁明通知書番号
48-101-260424-177104
48-101-260426-351313
48-101-260430-177108
48-101-260506-350111
48-101-260506-350112
48-101-260507-177116
48-101-260508-177118
48-101-260509-177119
48-101-260515-177122
48-101-260516-177125
48-110-260508-348525
48-114-260517-349454
48-120-260509-350953
48-120-260509-350954
48-130-260507-345545
48-131-260506-351126
48-131-260517-351134
48-132-260507-266596
48-132-260507-350841
48-132-260510-350499
48-132-260513-350437
48-132-260513-350484
48-132-260514-266611
48-132-260520-266618

弁明通知書番号